

			B					
3	2	1		3	2	1		
				a	b	a	b	a
<p>衛生状態</p> <p>廊下はコンクリートであるが各病室は床板張で患者の收容に適している</p> <p>病内の西南部にあて窓は南向で採光通風共によく良好である</p>			<p>建築物の状態（病舎としての適合）</p> <p>建築物の構造（木造煉瓦コンクリート建の別）</p>			<p>病舎</p> <p>専任囑託の別</p> <p>精神病舎の數</p> <p>専任囑託の別</p> <p>助手の數</p> <p>齒科醫の數</p> <p>保健助手の數</p> <p>醫官の數</p>		
				なし	なし	なし	なし	なし
			木造平屋建 鉛板葺	なし	なし	なし	専任	一名
				なし	なし	なし	なし	一名

	7	6	5	4
d	c	b	a	
<p>隔離病舎 (有無)</p>	<p>手術室 (有無設備の良否) 特別の手術室はない軽微なものには治療室で行っている</p>	<p>X線 (有無あれば完全か否か) なし</p>	<p>外科用器具 (充分か否か) 普通の手術用品は充分である</p>	<p>設備 毎日午前10時より午後5時までは受付を して診察へ報告する診察室は報告に基づいて診察を開始する 患の場合には何時でも診察室が診察する</p>
			<p>診察 (時間と方法) 計七名 病名別患者数 (少数のものは一括してその他とし主な病名は個々にあげよ) 疥癬、二賢臓炎、脚氣、濕疹、性助腺炎</p>	<p>休養人員 七名</p>
			<p>收容定員 一八名</p>	

		0		1		2		3	
		f		a		b		a	
		(1) 病棟の内の二室を利用している							
		傳染病は隔離されているか							
		精神病舎（有無）							
		窓戸に金網があるか							
		手續							
		新人者は全部検査を受けているか		新人の部屋行 つてゐる					
		健康診断（誰によつて行われるか）							
		醫官によつて行い保健助手が手傳ふ							
		精神状態検査（誰によつて行われるか）							
		醫官によつて行い保健助手が手傳ふ							
		定期的な健康診断又は精神診断が行われるか				六ヶ月毎に一 回行つてゐる			
		その回数							
		獨居拘禁者には三ヶ月毎に一回雜居拘禁者には六月毎に一 回行つてゐる							
		診察を受ける方法（手續の順序）							

一 月 老 月

	9	8	7	6	5	4
	a				a	
<p>當時は保健助手に甲山志満の場合は受持職員を通じて甲山る</p> <p>過去十二ヶ月間に於ける死亡者数</p> <p>死因について（病名別人員）</p> <p>急性腹膜炎一、急性肺炎併發心臓麻痺一、尿毒症一 脚氣心兼大腸炎一</p> <p>過去十二ヶ月間に於て病氣のため釋放された者の數</p> <p>（受刑者報告別に人員のみ記せ）</p> <p>過去十二ヶ月間に醫務上釋放した後死亡した者の數</p> <p>精神病患者の取扱方（診断の方法と身柄の處置）</p> <p>人時又は定期的に診断をなし輕患者は病室にて治療せしめ 重症者は市内尋常病院醫師の協力を求める</p> <p>炊事夫は定期的な身体検査を受けているか</p> <p>その回数</p> <p>收容者の食糧（監禁當日より十日前の主食及副食カロリーを記せ）</p> <p>主食カロリー 副食カロリー</p> <p>（主食は食等別）（副食は食等別）</p>	<p>（主食は食等別）（副食は食等別）</p>	<p>（主食は食等別）（副食は食等別）</p>	<p>（主食は食等別）（副食は食等別）</p>	<p>（主食は食等別）（副食は食等別）</p>	<p>（主食は食等別）（副食は食等別）</p>	<p>（主食は食等別）（副食は食等別）</p>
				五名	受刑者五名 被官人一名	四名

6	5	4	d	c	b	a	f	e	d	c	
收容者の階級 (どんな階級の種類があるか)	受刑者の年令 (收容人員日表の年令區分により記せ)	共産黨員	その他	中國人 (臺灣を含む)	朝鮮人	日本人	國籍	同 未成年者 (男女共)	同 成年女子	上訴中の成年男子	同 未成年者 (男女共)
果ては四級まである	八二名	なし	なし	なし	七七名	五二三名		なし	なし	九名	一名

果ては四級まである

4	/	6	5	a	x	b	a
<p>逃走の顛末（構内帯外別の数）</p> <p>逃走者の逮捕数</p> <p>暴動及び逃走対策（成文があるか）</p> <p>非常警備規程を設け特別警備隊員を編成している</p> <p>地方警察との連絡</p> <p>事態に際して電話又は傳言を以て連絡し直ちに警察官吏が出勤出来る様に行なはる連絡が出来ている</p> <p>緊急災害対策（成文があるか）</p> <p>非常警備規程による特別警備隊員十六名予備三名を編成して災害未然防止を図つていか否か</p> <p>非常災害發生の場合には事態に際し得る様常に準備されている</p> <p>警報施設の種類</p> <p>構内各工場倉庫より消防隊に通報する非常ベル一式構内勤務者並に官舎店住者に通知する非常ベル一式</p> <p>レクリエーション</p> <p>体育施設（グラウンドと器具設備）</p> <p>小グラウンド一、卓球、バレー、野球、相撲用具</p>							
							<p>構内 〇名</p> <p>構外 二名</p> <p>構内 一名</p> <p>構外 一名</p>

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
		a		b		c		d		e		f			
団体競技(工場対抗等)計画があるか 工場対抗競技は実施している		娯楽		映画回数(最近一年間の回数及び定期を定めた回数) 毎月定期的に行はないうが最近一年間には 1-2回行なう		収容者の演芸団 (演芸団の名称)		出演回数 (回数)		所属刑務所以外では種外作業又は支所に行つたか(回数) 実施している		外美の演芸		回数 (回数)	
(2) 後援者(団体又は個人名)		(3) 事前検閲(検閲の内容及び検閲の結果)		(1) 図書(検閲の内容及び検閲の結果)		(2) 図書(検閲の内容及び検閲の結果)		(1) 図書(検閲の内容及び検閲の結果)		(2) 図書(検閲の内容及び検閲の結果)		(3) 図書(検閲の内容及び検閲の結果)			

X

		A		E			
		2		1		5	
a		c		b		a	
圖書の種類類(又芸ニ業経済宗教詩典その他別)	1478冊	佛敎社在田教一回(秋カの日ニ実施トイフ)	外部から教誨師(兼派別人員)	楽団(有)之ちらばその種類類)	宗敎	佛敎社在田教一回(秋カの日ニ実施トイフ)	圖書の種類類(又芸ニ業経済宗教詩典その他別)
公文芸 510冊 三業 四八冊 経済 五四冊		教誨田教ニ一回 甲教一回 乙教一回 丙教一回 神道三回					
4. 宗敎 三四七冊 詩典 五九冊 その他 四三冊		作業					
凶書の種類類		構内作業					
貸出方法		契約					
楽団(有)之ちらばその種類類)		官不契約					
宗敎							
外部から教誨師(兼派別人員)							
佛敎社在田教一回(秋カの日ニ実施トイフ)							
教誨田教ニ一回 甲教一回 乙教一回 丙教一回 神道三回							
作業							
構内作業							
契約							
官不契約							

九月 開 務 所

B										
/										
b										
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)		
民間契約 数量	口頭か書面か	作業の種類	契約期間	契約額	就業人員	契約数 (身長を含む)	就業時間	主たる器具機械 政府所有民間所有比率	政府所有 民間所有	構外作業 (農園を除く) 契約
5	書面である	印刷工 洋裁縫工 木工 靴工 紙細工	1年以内	700万円以内	八五名	三回 三回	労働八時間	全政府所有 民間所有は	0%	+

九月 開 月

											a.	
(11)	b	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(0)
数量	民間契約	政府所有 % 民間所有	主官、大蔵、政府所有 民間所有と比率	就業時間	看守数 (部長を含む)	就業人員	契約額	契約期間 % 民間所有	作業の種類	契約の書面	数量	官有契約(直接)
新設数	左澤共一	%	比率	時間	人数	人員	金額	%	種類	面積	数量	数量

E	4	3	2	1	D	12
<p>種類(不)の消火器数</p>	<p>防火設備</p>	<p>食料貯蔵所(食糧、魚、肉)</p>	<p>衛生</p>	<p>炊事</p>	<p>弾薬種類及数量</p>	<p>保存状況</p>
<p>現在仮設倉庫を利用しているが本年夏五十坪の新築を計画している</p>	<p>食糧貯蔵所(食糧、魚、肉)</p>	<p>衛生</p>	<p>炊事</p>	<p>弾薬種類及数量</p>	<p>保存状況</p>	<p>九ノ月開巻</p>

刑務部長の要請事項及特殊報告

九月 開 巻 月

Ⅷ 結 語

Ⅷ 勸 告

2	<p>1. 刑務部は、本報告に於て、 刑務部が、刑務所及び刑務官の 職務を遂行するに必要とする 事項を、本報告に於て、 報告する。</p>	<p>1. 刑務部 事務局長</p>
2	<p>2. 刑務部は、本報告に於て、 刑務部が、刑務所及び刑務官の 職務を遂行するに必要とする 事項を、本報告に於て、 報告する。</p>	<p>2. 刑務部 事務局長</p>
3	<p>3. 刑務部は、本報告に於て、 刑務部が、刑務所及び刑務官の 職務を遂行するに必要とする 事項を、本報告に於て、 報告する。</p>	<p>3. 刑務部 事務局長</p>
4	<p>4. 刑務部は、本報告に於て、 刑務部が、刑務所及び刑務官の 職務を遂行するに必要とする 事項を、本報告に於て、 報告する。</p>	<p>4. 刑務部 事務局長</p>
5	<p>5. 刑務部は、本報告に於て、 刑務部が、刑務所及び刑務官の 職務を遂行するに必要とする 事項を、本報告に於て、 報告する。</p>	<p>5. 刑務部 事務局長</p>

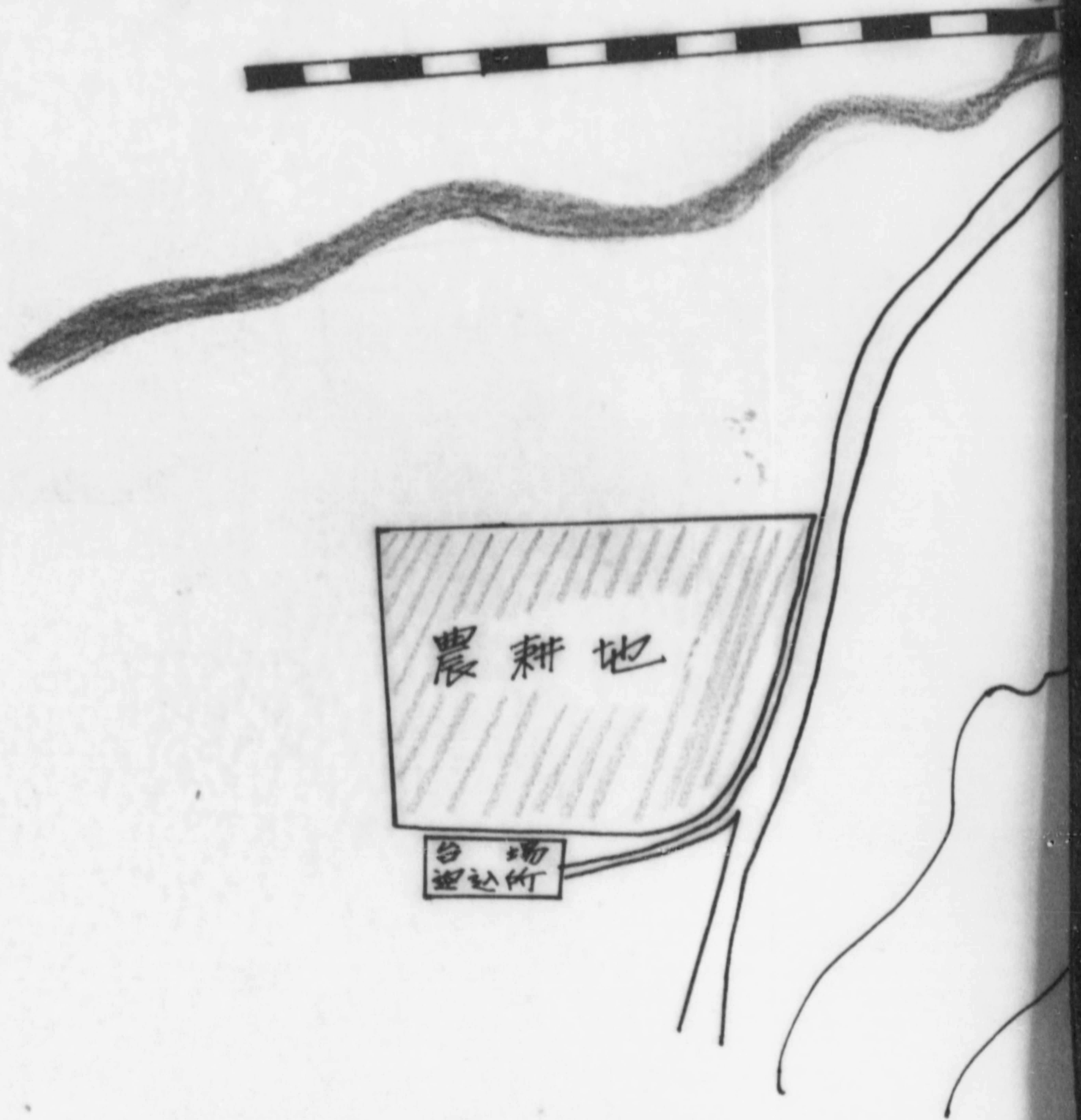
刑務部


	生								
	地								
	不	枕	掛	敷	帽	手	足	襪	單
	足	布	布	布	布	布	布	布	布
	敷	布	團	團	子	拭	袋	引	
	三					木	木	木	木
	三								
	碼								
	七	一	二	八	九	三	六	九	三
	二	〇	四	一	二	六	六	三	二
	七	〇	三	三	〇	三	六	三	六
	七	〇	一	六	七	三	三	九	〇
	七	〇	五	〇	三	三	三	三	〇
	一	五	九	二	二	三	三	三	三
	文	五	三	二	二	二	三	三	三
	三	〇	三	三	八	六	六	六	六
	三	三	二	一	一	三	三	三	三
	三	三	五	八	八	六	六	六	六
	三	〇	七	七	〇	三	三	三	三

此係...
 數量...
 單位...
 說明...

台場農場畧図

Asahijama





西神

Asahigawa



西神泉農場略圖

